

姫路市教育委員会会議録（令和7年10月）

- 日 時 令和7年10月16日（木）午後1時から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会（午後1時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第30号 姫路市立姫路高等学校音楽ホールの利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第31号 姫路市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第32号 姫路市立学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について

議案第33号 姫路市立学校校区規則の一部を改正する規則の制定について

議案第34号 姫路市立高等学校の学則の制定について

日程第4 報告

1 令和7年第3回市議会定例会での審議結果等について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

- 出席者 （委員）久保田教育長、山下委員、森下委員、中野委員、三木委員
（事務局）平山教育次長、濱田教育総務部長、藤保教育企画室長、宮崎教育企画室参事、
角倉学校教育部長、砂山生涯学習部長、藤岡総務課長、中尾学校指導課長
（書記）杉本総務課係長、馬場総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第 1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により山下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
- 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委 員)

〔異議なしの声あり〕

教育長

- 異議なしと認めます。よって、提案のとおりといたします。
- それでは、日程第 3 議事 及び日程第 4 報告 に入りたいと思いますが、議案第 34 号 姫路市立高等学校の学則の制定についてが追加になっております。
- 議事に先立ち、議案の一括審議について、お諮りしたいと思います。
- 議案第 30 号及び第 31 号は関連がありますので、一括審議としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委 員)

〔異議なしの声あり〕

教育長

- 異議なしと認め、議案第 30 号及び第 31 号は一括審議とします。

教育長

- それでは、
議案第 30 号 姫路市立姫路高等学校音楽ホールの利用に関する規則の一部を
改正する規則の制定について
及び
議案第 31 号 姫路市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育企画室参事 議案第 30 号及び第 31 号について説明)

議案第 30 号、「姫路市立姫路高等学校音楽ホールの利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」 ご説明いたします。

「1 改正の理由」についてでございますが、(1) 姫路高等学校、琴丘高等学校、飾磨高等学校を発展的に統合し、姫路市立高等学校を設置するもの、(2) 姫路市立高等学校の設置に伴い、現在の 3 校は令和 6 年度までで新年度入学者の募集を停止しており、在校生が卒業する令和 10 年 3 月に 3 校を廃止するものでございます。

「2 改正の概要」についてでございますが、「姫路市立姫路高等学校音楽ホール」を「姫路市立高等学校音楽ホール」に改めようとするものでございます。

「3 施行期日」は、令和 10 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、議案第 31 号「姫路市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」 ご説明いたします。

「1 改正の理由」についてでございますが、議案第 30 号「姫路市立姫路高等学校音楽ホールの利用に関する規則の一部を改正する規則について」でご説明しました理由と同様でございます。

次に、「2 改正の概要」についてでございますが、別表に規定する「姫路市立姫路高等学校長之印」を「姫路市立高等学校長之印」に、「姫路高等学校音楽ホール」を「姫路市立高等学校音楽ホール」に、「姫路高等学校長」を「姫路市立高等学校長」に改めようとするものでございます。

「3 施行期日」は、令和 10 年 4 月 1 日でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第 30 号 姫路市立姫路高等学校音楽ホールの利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

及び

議案第 31 号 姫路市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 30 号及び第 31 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、

議案第 32 号 姫路市立学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 議案第 32 号について説明)

まず、「1 改正の理由」でございますが、姫路市立高等学校（以下「新高校」）の設置に伴い、姫路高等学校、琴丘高等学校及び飾磨高等学校の 3 校（以下「現 3 校」）について新入生の募集を停止するため、令和 8 年度及び令和 9 年度の定員を順次減じるとともに、新高校の定員を定めるほか、冬季休業日の終期について県立高校と合わせるために必要な改正をしようとするものでございます。

次に、「2 改正の内容」でございますが、まず一点目でございますが、現 3 校の生徒定員の逡減及び、新高校の生徒定員を設定いたします。新入生募集停止に伴い、現 3 校の生徒定員を 1 年ごとに減じるとともに、新高校の定員を 1 学年 360 人といたします。第 2 条関係は令和 8 年度の生徒定員について、第 3 条関係は令和 9 年度の生徒定員について、第 4 条関係は令和 10 年度以降の生徒定員について定めております。二点目でございますが、第 2 条関係で、県立高校に合わせて、冬期休業日の終期を「1 月 6 日」から「1 月 7 日」に改めるものでございます。三点目でございますが、第 1 条関係として、昨年 10 月の規則改正により、姫路高等学校普通科の生徒募集定員を 240 人から 200 人に引き下げた上で、令和 7 年度は第 2・3 学年について、令和 8 年度については第 3 学年について改正前の定員とする経過措置を設けておりましたが、令和 8 年度については、新高校の生徒定員の設定により対応するため、不要となる規定を削除するものでございます。

次に「3 施行期日」でございますが、一点目については、第 2 条関係は令和 8 年 4 月 1 日、第 3 条関係は令和 9 年 4 月 1 日、第 4 条関係は令和 10 年 4 月 1 日といたします。二点目については、令和 8 年 4 月 1 日といたします。三点目については、公布の日といたします。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 32 号 姫路市立学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 32 号は、原案のとおり可決しました。

○ 次に、
議案第 33 号 姫路市立学校校区規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 議案第 33 号について説明)

まず、「1 改正の理由」でございますが、令和 8 年 4 月 1 日に開校する姫路

市立高等学校（以下「新高校」）に、単位制による全日制普通科を設置いたします。選抜区分として、推薦入学と複数志願選抜による学力検査の２種類を設定することに伴い、それぞれの選抜区分における通学区域を定める必要があるためです。あわせて、廃止する姫路高等学校、琴丘高等学校及び飾磨高等学校（以下「現３校」）の通学区域に係る規定を削除するほか、必要な規定整理をしようとするものでございます。

次に、「２ 改正の内容」でございますが、第２条関係として、新高校の通学区域について、兵庫県教育委員会が策定する兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱に則り、推薦入学は兵庫県下全域とし、学力検査は姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡及び高砂市といたします。第３条関係として、現３校を廃止することに伴い、各学校の通学区域に係る規定を削除いたします。第１条関係では、表記誤りがあった安富南小学校区の町名を正しい表記に改めます。

次に「３ 施行期日」でございますが、第２条関係につきましては、令和８年４月１日、第３条関係につきましては、令和１０年４月１日、第１条関係につきましては、公布の日といたします。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第３３号 姫路市立学校校区規則の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（委員）

〔 挙 手 〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第３３号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、
議案第３４号 姫路市立高等学校の学則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

○ （教育企画室参事 議案第３４号について説明）
「１ 趣旨」でございますが、令和８年１月の姫路市立高等学校設置にあたり、学則を制定する必要がございます。学則につきましては、姫路市立学校管理規則第２７条に基づき、教育委員会が承認し、校長が定めるものであることから、今回、学則の内容について、教育委員会の承認を得ようとするものでございます。
次に「２ 記載事項」につきましては、学則に掲載する必要のある事項が、学校教育法施行規則第４条第１項に定められており、その内容を記載しております。主な内容は、総則のほか、学年・学期・休業日、教育課程や教科用図書、学習の評価や入学・卒業等の取り扱い、誓約書に関すること、賞罰や授業料等の費

用徴収などがございます。

次に「3 施行期日」でございますが、学則の施行期日は、令和8年4月1日としております。今後、この学則を以って、兵庫県教育委員会に対して認可申請を行います。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第34号 姫路市立高等学校の学則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第34号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、
報告事項の1 令和7年第3回市議会定例会での審議結果等について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 報告事項の1について説明)

「1 会期」は、令和7年9月3日から10月3日までの31日間で開催されました。

「2 議案及び審議結果」でございますが、教育委員会関係分につきましては、すべて原案のとおり認定、可決されました。なお、これらの議案は全て、8月26日開催の定例教育委員会において、意見の申出に係る承認をいただいたものでございます。

「3 質疑・質問」でございますが、9月11日、12日及び16日に16人の議員から個人質疑・質問が行われ、うち、教育委員会に対しては11人の議員から、17項目の質疑・質問があり、答弁いたしました。

9月11日には、自由民主党の石見和之議員、公明党の阿野れい子議員、新生ひめじの井上太良議員から質疑・質問がありました。

石見議員からは、「教育に関する課題と今後の取組について」として4点の質疑がありました。このうち、「学びの多様化学校の設置について」につきましては、児童生徒一人ひとりの状況に応じた学びの場として、有効な選択肢になり得るものと認識しており、現在、県内外の先行事例について情報収集に努めている。今後も設置に向けて、引き続き研究・協議を行ってまいりたい、と答弁いたしました。

阿野議員からは、「学校制服・体操服のリユース制度の創設について」及び「教員の業務負担軽減と安心して働ける環境整備について」質問がありました。このうち、「今後の業務負担軽減に向けた方針と目標」につきましては、子供たちに

質の高い教育を提供するため、教員の業務負担軽減に向けて、教員以外が担うべき業務の精査や保護者・地域の理解と協力を得ることで、教育環境の改善に努め、子供たちと向き合うための時間をより確保できるよう努めてまいりたい、と答弁いたしました。

井上議員からは、「行政主導の市立小中学校統合」について質問がありました。「小中学校の配置計画及び再編スケジュールが決定された経緯」について説明するとともに、今後、児童生徒数の推移等を注視し、統合案及び統合時期を検討していく必要がある学校についても、教育上最も望ましいと考える取組方策を提示し、その必要性を説明するとともに、統合後の学校をどのようにより良くしていくかについて地域と協議を重ねながら適正規模・適正配置の取組を進めてまいりたい、と答弁いたしました。

9月12日には、姫路無所属の会の妻鹿幸二議員、市民クラブの八木隆次郎議員、日本共産党議員団の谷川真由美議員、無所属の高見千咲議員から質疑・質問がありました。

妻鹿議員からは、「中学校武道場の存続について」及び「学校災害から子どもたちを守ることにについて」質問がありました。このうち、「中学校武道場の存続」につきましては、学習指導要領では、武道の授業において、武道場の確保が難しい場合は、他の施設で実施することができるとされており、武道場の改修には多額の費用がかかることから、今後、武道の授業を安全に配慮しながら体育館で行うことや、部活動の地域展開による各中学校の武道場の利用計画を考慮し、各武道場の必要性を検討してまいりたい、と答弁いたしました。

八木議員からは、「姫路市のデジタル施策について」質問がありました。「教育委員会所管のデジタル関係事業の進捗状況など」につきましては、本年5月から中学生を対象に、スタディサプリや学習クイズ、プログラミング学習などのコンテンツを整備した学習プラットフォームの運用を開始している。心の健康観察は、現在、小・中・義務教育学校の11校を協力校とし、実証研究を行いながら、令和8年度の全市での運用開始に向けて、協力校にヒアリングを実施し、成果や課題を整理している。今後も学校現場の意見に耳を傾けながら、より効果的な活用につながるよう取組を進めてまいりたい、と答弁いたしました。

谷川議員からは、「学校は子どもと地域のたからもの」として4点の質疑がありました。このうち、「子どもの意見表明権をどう保障していくのか」につきましては、今後、教育委員会が小中学校の適正規模・適正配置の取組を進めていく中で、学校の特色なども含め、統合後どのような学校にしていくのかにつきましては、子供の意見もしっかりと聞きながら、教育環境の充実を図ってまいりたい、と答弁いたしました。

高見議員からは、「本市における国際バカロレア（IB）プログラムの今後の導入について」質問がありました。今後、国際バカロレア機構のご協力もいただきながら見識を深め、本市の教育方針や内容について検討する。学校へのプログラムの導入については、現時点ではまだ具体的に言及する状況ではないが、今後研究する中で判断してまいりたい、と答弁いたしました。

9月16日には、公明党の川島淳良議員、改革無所属の会の坂本学議員、市民クラブの山口悟議員、改革無所属の会の塚本進介議員から質疑・質問がありました。

川島議員からは、「姫路市の教育について」として6点の質疑がありました。このうち、「小中学生向けの電子書籍」につきましては、令和5年3月から市立図書館に電子書籍サービスを導入しており、図書館の貸出券を持っている人であれば誰でも電子書籍の貸出や閲覧をすることが可能である。また、小中学生を対象とした「読み放題パック」を令和5年4月から導入し、令和6年5月からは図書館の貸出券を持っていない児童生徒も利用できるIDを学校に交付している、と答弁いたしました。

坂本議員からは、「新市立高校の未来像と運営体制について」及び「教職員の過度な負担の改善について」質問がありました。このうち、新高校の「行政の継続的関与の仕組み」につきましては、新しいカリキュラムを効果的に進めるため、外部講師や校外学習、教員の研修・研究に関する経費など、教育内容の進化に対応した予算が必要であり、恒常的な学校運営体制を見据え準備を進めており、人員体制についても、市役所との連携による探究活動支援に加え、校内に探究活動や進学支援を行うキャリアセンターを設置するなど、開校後も、教育委員会と新高校が協力しながら学校運営を進めてまいりたい、と答弁いたしました。

山口議員からは、「働く子育て世代への環境整備について」、「学習プラットフォームの活用促進について」、「教員不足を支える非正規教員への実効的支援について」及び「教職員の働き方改革の周知について」質問がありました。このうち、「スクールヘルパー制度の見直し」につきましては、保護者と地域の方々に担っていただいているスクールヘルパー制度において、人員確保等に課題があることは、十分に認識しており、現在、門扉の鍵の遠隔操作化や防犯カメラの設置などを含め、他市町の事例も参考にしながら、具体的に検討を進めている。学校周囲の整備等も研究しながら、開かれた学校と安全安心な学校を両立させるための持続可能な対策を検討してまいりたいと、答弁いたしました。

塚本議員からは、「国際性と郷土愛を育む学校教育」について質問がありました。新高校での国際性と郷土愛を育む教育の両立につきましては、一気通貫型探究学習で、ふるさとを愛する心の醸成を図るとともに、グローバル教育では、自国と海外の文化や考え方の違い・共通点などを知ることを通じて、多様性への理解を深めることで、国際性と郷土愛を育む教育が両立できるものと考えている、と答弁いたしました。

次に、「4 予算決算委員会 全体会について」でございますが、9月17日の全体会では、令和6年度姫路市一般会計決算と令和7年度姫路市一般会計補正予算（第3回）の概要について説明いたしました。

次に、「5 文教・子育て委員会について」でございますが、9月19日に付託議案審査等のため、文教・子育て委員会が開催されました。主な審議内容といたしましては、委員長口頭報告事項のとおり、姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関して、育児を行う教職員の仕事と家庭

の両立は重要な課題であるため、各学校園において部分休業を取得しやすい環境をしっかりと整備されたい。新たな地域クラブ活動（姫カツ）における登録団体及び指導者の確保に向けた取組に関して、姫カツの実施に当たっては活動の開始時間や生徒の移動方法など様々な課題があるものの、まずは登録団体及び指導者の確保が肝心であることから、関係機関との連携を一層密にされたい、との意見がございました。

次に、「6 予算決算委員会 文教・子育て分科会について」でございますが、9月19日の文教・子育て委員会の後に開催され、全体会と同じ議案を詳細に説明いたしました。分科会の主な審議内容といたしましては、分科会長口頭報告事項のとおり、学校給食費徴収金について、収入未済額が年々増加していることを踏まえ、保護者負担の公平性を確保する観点から、今後も適正な徴収に努められたい。スクールヘルパー事業費に関して、より有効な対策を打ち出すために、通学路等の防犯パトロールを実施する団体へ補助を行っている政策局と連携するなど、庁内横断的に検討を進められたい、との意見がございました。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(問)

谷川議員の「住民自治をどう保障していくのか」の質問についてですが、どのような質問内容で、どのように答弁したのですか。

(答)

谷川議員は、住民自治の例として太市校区を挙げ、太市校区は政策局が推進している「がんばる地域応援事業」で地域をあげて校区を盛り上げようとしているのに、地域の中心的な役割を果たす学校が統廃合によりなくなっていくのは、その取組に矛盾しているのではないか、という質問でした。

太市が色々な形で活動していることは認識していますが、教育環境の改善も地域課題の一つであり、教育委員会としましては、青山小学校等の大きな学校と一緒に活動することによって、子供たちが多様な学びができるのではないかと答弁いたしました。

(問)

妻鹿議員の「中学校武道場の存続について」の質問についてですが、現在の武道場の活用状況を教えてください。

(答)

ほぼ全ての中学校には武道場がございます。中学校では、武道が体育の必修科目になっておりますので、柔道や剣道をする場合に武道場を利用しております。ただし、国の方針では、武道場がない場合には、子供たちの安全を確保した上で、他の施設で武道を行うことができるとされていますので、今後、武道場のほとんどが大規模改修の対象になってくるとことや、姫カツに移行して学校の部活動で柔道や剣道がなくなっていく中での武道場の必要性について検討していきたい、と答弁いたしました。

(要望)	姫カツのことも含めて学校によってケースバイケースで考えていくということでしょうか。武道は、身の安全を守ることや、礼節を学ぶことも大きい要素だと思いますので、勝ち負けだけではなく、学校の教育としての要素を存続してもらいたいと思います。
(問)	山口議員の「学習プラットフォームの活用促進について」のうち「チャット機能の活用について」の質問についてですが、チャットのサポートやチャットでの質疑を受けるのは、先生方が担っていくのですか。山口議員は、チャット機能の活用を推奨しているのですか。
(答)	山口議員の質問は、チャット機能をどんどん活用してほしいという趣旨でした。現在は、基本的にはチャット機能は停止した状態ですが、指導者の目がある場所やイベントでは利用できる運用の仕方をしております。
(要望)	チャット機能自体は使い勝手がよいですが、先生方の負担も大きいですし、生徒の使用時間の区切りもなくなってくるので、チャット機能を使うときには、使用時間や時間帯などのルールを明確にした運用をするように考えてもらいたいと思います。
教育長	○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思います。
教育長	○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。 事務局より説明してください。
(事務局)	○ 次回の定例教育委員会を、11月13日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思います。
教育長	○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、11月13日木曜日の午後2時に開催することに御異議ございませんか。
(委員)	〔異議なしの声あり〕
教育長	○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、11月13日木曜日の午後2時に開催することといたします。
教育長	○ 以上で、本日の案件は全て終了しました。 ○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。 ○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後 1 時 37 分)